

時事新報

第二千五百十六號
 明治廿二年十二月廿七日(日)金曜日
 舊曆己丑十二月六日(丁、丑)
 山日出午六時三十分
 日入午後四時三十分
 月入午後九時三十分
 月出午前八時三十分
 西曆一千八百八十九年

時事新報は一年三百六十五日も休刊無し

國稅滯納處分法

國稅滯納處分法は去る二十日法律第三十二號を以て公布せられたり從來滯納の處分法と云ふ可きものは明治十年第七十九號の布告にして僅々六箇條過ぎざるに其の後屢々創設改正ありて五箇條又減じたり此五箇條の法文も即ち今日まで實行の滯納處分法なれども人權の最も重んずべき財產の處分を僅々數條の法文にて總括す可きにあらざれば其後進歩の遲滞も亦ありて彼等參照して法を成し實際は左迄の不都合も亦ありし事されども兎に角に主として率由す可きものは此法文の精神に外あらざるが故に時勢進歩の今日に至りては少く不都合の虞もなきにあらざるに今回の新處分法は總計五十四條にして之を總則、差押、賣却、罰則、附則の五章に分ち其條項の整頓して處分の方法に精確を加へたるは申す迄もなく之を舊法に比すれば第一、法の精神に於て非常の相違を現はせり我輩は今一々新舊を對照して彼是の相違を指摘するの煩を避け茲に著るしき相違の概を擧げて以て讀者の便覽に供せん第一舊法にては國稅の上納を怠る者は之を賦課したる財產を公賣し之を徵收するを以て即ち納稅者が地租の納稅を怠るときは其土地田畑を公賣し又營業稅もししくは製造稅を上納せざるるときは其營業を停止し製造品あるものは之を公賣し次に其器物及び資材とありて即ち酒類及び醬油造石稅の如きは法に依て處分したる猶ほ其上に製造用に供したる諸建物も公賣に附するものにて例へば納稅者が不慮の手違ひより其期限に至り一時納稅の即金には差支ふるも家財その他所藏の什器等に乏しからずして之を賣却もしくは買入するときは十分其金額を才覚し得るものにて法文又は之を賦課したる財產を公賣するに依り滯納者は實際の身代如何に拘らず唯一時現金の手にあらざるが爲め祖先傳來の土地田畑を失はざるを得ざる場合もなきを以て又營業者製造者等に在りては同上の場合に際し其營業を停止する、猶ほ其上併せて品物家器等へも失はざるを得ず營業者の當惑は云ふまでもなき事ながら政府の方より見るも此方法に於ては納稅者之苦しみたるのみにして實際は却て其目的を達するに足らざるものと多しと云ふ然るに新法は此點に於て最も注意したるもの如し即ち第十三條に於て財產差押を爲すときは處分費税金に充てる金額を目途とし通貨を先よし次に左の順序で其物件の賣却代價を見積り逐次差押を爲す可しと定めて而して其順序を以て第一、地金銀、公債、股票、債券、手形、其他の證券、第二、農業其他營業上の生産物、製造物、及賣品、を以て第三、第四、第五、第六、大抵に製造より不磨産に及ぼすの順序となしたるは誠に至當の法にして納稅者が萬一處分の不都合に際して至當の如き非常の不都合を免るは勿論、收稅上に於ても便利少なからずして其收額も却て従前より多きをを見るに至る可し何れにせよ雙方便利の便法と云はば當を得ず特注に注目す可き舊法に依れば營業稅等

不納の者が其業を停止せられ製造品及び器物を公賣に附したる上より尙や不足を生じ政府の損失に歸する

不納の者が其業を停止せられ製造品及び器物を公賣に附したる上より尙や不足を生じ政府の損失に歸するときは後來再營業を出願するも其損失を償はざれば之を時々の定めなりしが新法にては滯納者の納稅義務は滯納處分を以て終るものとせしめ(第四條)且つ滯納者財產の價格、處分費を償ふて剩餘を得る見込みなきときは差押を爲すを得ざらしめ而して此場合には前と同しく其義務を終りたるものと見做す(第五條)の一事なり一は滯納者之苦痛を與へて懲罰の意を寓し一は實際無力にして處分費さへも償ふ能はざるものは最初より處分費を見做して徒らに人を苦しめて事を多くするべしと云ふ其精神に於て明に文野の別あるを見る可し又舊法にては滯納者其財產を他人に賣與買與したるときは之を買受讓受たる者より完納せしめ(但し賣入買入の財產に未納稅あるときは其債主に於て辨納す可しと申立つる者は公賣を行はず)又酒類醬油及製造川附器物は自他の所有を問はず其一部又は全部を公賣して徵收したる新法は此場合に滯納處分費滯納税金に付ては他の債主より先取權あるものとす但滯納したる税金の納期限より一年前に入買入を爲したる財產に付ては此限を在らず(第六條)又差押物件の買却代金の始末に就ても若し滯納税金の納期限より一年前に入買入を爲したるものは其代金より先づ其負債金額に充る迄を債主に交付し次に處分費税金を扣除し尙ほ殘餘あれば之を滯納者に還付す可し(第四十三條)となし以て自他財產の區別を爲し且つ大に私利私權を重んずるの意を明にしたり又舊法には絶えて其痕跡を見ざる能はずして獨り新法の特色も云ふ可きは其第十八條に左に掲ぐる物件は之を差押ふるを得ずとす即ち滯納者及其同居家族の生活上に欠く可ざる衣食履具薪炭等の諸物品、賣印、祭祀用の物品及石礫墓地、系譜、日記、制服、祭服、法衣、勳章、修學上に必要なる教科書、器具、發明品(未定品著譯書(未發行)等の諸品を第一より第十に至るまで類別して記載したるの一事なり蓋し従前の法にても是等の物品は勿論差押へざる習慣の由なれども今回の新法に之を明文としたるは益々私利私權の重んず可きを明にし且つ其用意の周密なるを見るに足る可し其他新法を取りて之を舊法に對照比較するときは其改良進歩の點、一にして足らざれば精神の所在を問へば何れも納稅收稅双方の便利を謀り殊に財產の處分法を重大視し其取扱方を鄭重精密になしたるものに外ならずして要するに時勢の進歩も應じて益々人民の私利私權を重んずるの意に出でざるはなし其細密の比較は之を雜報にも記したれども我輩は更に之を概評して以て世人と共に新法の精神に對し大に贊成の意を表せんとするものなり

勅令第三百三十六號

地方官官制第二十八條ノ左ノ但書ヲ追加ス
 但京都府大坂府及開港場師團控訴院アル縣ノ審判長ハ兼任ニ等ニ陞ルコトヲ得
 陸軍省
 陸軍大臣
 陸軍省
 陸軍大臣
 陸軍省
 陸軍大臣

勅令第三百三十七號

勅令第三百三十七號
 陸軍省
 陸軍大臣
 陸軍省
 陸軍大臣

農商務省令第十二號

農商務省令第十二號
 農商務大臣
 農商務大臣
 農商務大臣

官內省達號外

官內省達號外
 官內大臣
 官內大臣
 官內大臣

內務省告示第六十四號

內務省告示第六十四號
 內務大臣
 內務大臣
 內務大臣

日本陸海軍及清國國境との差異

日本陸海軍及清國國境との差異
 日本海軍
 日本陸軍
 清國海軍
 清國陸軍

○内閣官制を題して一昨廿五日の本欄に掲げた項中

○内閣官制を題して一昨廿五日の本欄に掲げた項中
 第七條「參謀本部長より直下」の九字は併せて昨日の官報に是止したるなり

○國稅滯納處分法の精神及び要項

○國稅滯納處分法の精神及び要項
 國稅滯納處分法
 國稅滯納處分法

後に残る

後に残る
 國稅滯納處分法
 國稅滯納處分法